サルファ薬の評価方針について(案)

1 概要

(1) 暫定基準が設定され、検討が必要なサルファ薬成分(10成分)

	名称	海外 ADI	国内承認等		
1	スルファジアジン	0. 02 [*] 1	犬、猫		
2	スルファクロルピリダジン	_	なし		
3	スルファジミジン	0. 02*1, 0. 05*2	豚		
4	スルファジメトキシン	0. 2*1	牛、馬、豚、鶏		
⑤	スルファドキシン	0. 05*1	豚		
6	スルファメトキサゾール	_	豚、鶏		
7	スルファモイルダプソン	_	豚		
8	スルファモノメトキシン	_	牛、馬、豚、鶏、魚等		
9	スルファキノキサリン	0. 01*1	鶏		
10	スルフィソゾール	_	魚		

※1:オーストラリア ※2: JECFA

(2) 効能・効果

牛:肺炎、細菌性下痢症、子宮内膜炎、コクシジウム病、乳房炎等

馬、腺疫、肺炎、フレグモーネ等

豚:細菌性下痢症、トキソプラズマ病等

鶏:コクシジウム病、伝染性コリーザ、ロイコチトゾーン病等

魚:ビブリオ病、ノカルジア症等

(3) 経緯

内容	根拠						
⑥を含む製剤	1項8号(製剤再審査)						
6	1項1号(成分)						
2005 年 11 月 29 日 暫定基準告示							
2006 年 5 月 29 日 施行							
6	2項(暫定基準の見直し)						
10							
48							
3							
12579							
	⑥を含む製剤 ⑥ 11月29日 暫定基 5月29日 施行 ⑥ ⑪ ④ ③						

※①~8、⑩:動物用医薬品、⑨:動物用医薬品·飼料添加物

2 現在の状況

- (1) 評価資料について
 - ・評価に必要な資料(知見)が一部不十分な成分がある。

(2) 海外の評価・リスク管理

- ・海外の評価・残留基準設定の根拠においても、サルファ薬全体として評価又は他のサルファ薬の成分の試験・見解を引用。
- ・EMA(欧州医薬品庁)は、各サルファ薬は毒性機序が同様と考えられることから、ADI について言及せず、スルファジミジンの結果を踏まえ、サルファ薬全体として MRL を 設定。

3 課題

- (1) 評価に必要な各成分の資料
 - ・資料が不十分な場合、評価困難となる可能性(スキーム上の3(4)「食品健康影響評価が実施できない」)。

(2) 成分ごとに評価する妥当性

- ・各サルファ薬成分の毒性機序は同様とする場合、畜産物に残留するサルファ薬全体 で毒性が相加される可能性はあるのか。
- ・また、上記 10 成分を併用して対象動物に投与する場合、個々の成分の残留量が成分個々の MRL 以下であれば問題ないといえるか。

4 評価の考え方(案)

- 各成分の資料が一部不十分な場合でも、「サルファ薬」全体として科学的知見をふまえて評価を実施。
- ・各サルファ薬の毒性機序は同様と考えられることから、「サルファ薬として総合して評価することが適当と考えられる。」と整理し、食品健康影響評価は「サルファ薬」としてとりまとめ、ポジ剤スキームに従い評価を実施。
- ・推定摂取量については、現在、上記 10 成分個別に厚生労働省から提出済み。しかし、 リスク管理機関は、各サルファ薬は同じ作用機序の抗菌剤のため、通常の使用におい て併用した使用は想定されないと説明。このことから、併用しないという使用実態を 考慮したサルファ薬としての推定摂取量の提出を、厚生労働省に追加要求したい。

<使用実態を考慮したサルファ薬としての推定摂取量のイメージ>

	基準値				
	スルファジミジン	スルファジメトキシン	スルファメトキサゾール	スルファモノメトキシン	
牛の筋肉	0. 1	0.05	なし	0. 05	
豚の筋肉	0. 1	0. 2	0. 02	0. 05	
:					

牛の筋肉についてはスルファ ⇒ ジミジン、豚の筋肉については スルファジメトキシンの基準 値をもとに、サルファ薬として の摂取量を推定